

正 会 員 各位

(一社) 全国ＬＰガス協会

経産省からの事故防止の協力依頼等について
(お願い)

この度、経産省より近年建設工事等及び住宅塗装工事等におけるガス事故が多く発生していることから、別添１及び２のとおり事故防止に向けて、関係省庁に協力要請を行った旨の通知並びに当協会に対し、ＬＰガス事業者等への周知依頼がありました。

また、先月、埋設管の取替え工事中にガスが漏えいし、酸欠により１名亡くなられる事故が発生いたしました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所等に対し、事故再発防止の観点から下記の事項についてご周知くださいますようお願いいたします。

記

１．建設工事等におけるガスパ이프損傷事故の防止について（別添１）

〔周知事項〕

- ・ 他工事業者に対し、工事を施工する前には必ずガスパ이프等についてＬＰガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガスパ이프を見つけた場合は、必ずＬＰガス販売事業者等に連絡すること等について周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて他工事の際に立ち会うこと。

２．住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（別添２）

〔周知事項〕

お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないかを確認した後にガス機器を使用するよう周知を行うこと。

<追記>

埋設供給管の修理等で掘削工事を行う場合について

〔周知事項〕

- ・ 工事に当たっては、ガスの供給を停止すること。
- ・ 掘削した穴のガス濃度を測定し、作業の安全確認を行うこと。
- ・ １人では掘削工事を行わないこと。

以 上
発信手段：Ｅメール
保安部：内倉、篠島